修士論文の審査と取扱いに関する申合せ

令和5年2月21日 山岳流域研究院設置準備委員会

1. 趣旨

この申し合わせは、静岡大学大学院山岳流域研究院規則第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、山岳流域研究院における修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項を定める。

2. 修士論文の審査等に関する日程

修士論文の審査等に関する日程は、山岳流域研究院教授会又は山岳流域研究院代議員会で 決定する。

3. 論文題目の提出

- (1) 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文の題目について指導教員に相談の上、決定する。
- (2) 指導教員は、所定の日時までに指導学生の修士論文題目及びその審査を担当する審査委員3名以上を選出し、農学部学務係へ「修士論文題目及び審査委員報告書」(様式1)を提出する。
- (3) 「修士論文題目及び審査委員報告書」で報告した論文題目は、原則変更できないものとする。

4. 修士論文の審査及び最終試験

- (1) 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員会が主査の統括の下に行うものとする。
- (2) 修士論文の審査に当たっては、次に示す審査基準を基に実施するものとする。
 - 1) 山岳流域研究院が授与する学位に対して適切なテーマ設定がなされているか。
 - 2) 研究テーマと係わる関連研究の現状や研究内容に関する専門知識を理解しているか。
 - 3) 課題の設定及びそれを解決するための研究手法や解析手法の選択は妥当か。観点や研究成果において十分な新規性が認められるか。
 - 4) 上記の内容を第三者が適切に評価できるように論文が構成されており、論理的に結論が導かれているか。
- (3) 修士論文の審査は、論文の査読、口頭発表及び口述試問の結果に基づき、合否の判定を行うものとする。
- (4) 上記基準と方法で審査を行い、「合」「否」の2段階で評価する。
 - ・修士論文としての水準に達しているもの…「合」
 - ・修士論文としての水準に達していないもの…「否」

5. 審査結果

審査委員会(主査) は修士論文の審査及び最終試験の結果を「修士論文・最終試験結果報告書」(様式2) 並びに「修士論文審査報告書」(様式3) により、農学部学務係へ報告する。 論文審査の結果、「否」となった場合は「修士論文審査報告書」(様式3) は提出しない。

6. 学位授与の認定

- (1) 農学部学務係は、審査委員会(主査) から提出のあった「修士論文・最終試験結果報告書」(様式2) の結果と修了要件単位を全て修得済みであること、及び授業料を納付済みであることを確認の上、修了判定原案を作成する。
- (2) 学位授与の認定は、農学部学務係が作成した修了判定原案を教務担当委員が確認した上で、山岳流域研究院教授会が審議し、議決する。
- (3) 山岳流域研究院教授会が学位授与を議決したときは、研究院長は、その結果を「修士論文審査報告書」等により学長に報告するものとする。